

## 第 1 回検討会の報告

### 1. 第 1 回検討会について

第 1 回検討会では、小城市タイムライン（1 次案）について、検討会参加機関と共有するとともに、以下の二つの立場から意見を頂いた。

(1) 基礎的自治体の立場から

事前防災行動に対する「行動項目の過不足」、「行動のタイミング」、「行動のきっかけ」、「行動にかかる時間の目安」に関する助言。

(2) 関係機関の立場から

自治体への連携・協力に関する「行動項目の過不足」、「行動のタイミング」、「行動のきっかけ」、「行動にかかる時間の目安」に関する意見出し。

### 2. 第 1 回検討会の主な意見

<想定災害について>

- ・広域対応が必要となる大規模災害を設定したのも今後検討が必要ではないか（例えば、県全域に被害を及ぼす規模の台風、高潮等を想定したもの）。
- ・基本的には最大リスクを想定してタイムライン作成を行うべきである。

<その他計画との連携について>

- ・水防法の改定に伴う、佐賀県の社会福祉施設、医療施設の防災計画策定の取組みに対しての情報提供が必要ではないか。

<タイムラインの体裁について>

- ・全体を把握するには、一覧表形式で表現するのがよいのではないか。

<今後の取組みについて>

- ・大規模災害になるとひとつの自治体では済まない。各自治体、県、河川事務所単位でも、ひとつの事象に対してそれぞれタイムラインを作っていかなければならない。
- ・様々なステークホルダーを考える必要がある。

### 3. 第1回検討会議事概要の確認

発言者	内容
佐賀県消防防災課	<p>小城市の前提となっているハザードについて、これを基準とするということはどのように決めたのか。</p> <p>またこれでは、小城市で完結する小城市内の避難のみで他の市町への避難は必要ないというシナリオに読めるが、それでかまわないか。</p> <p>全国の都市部以外の農漁村地域の前例としてこれでよいのか。考え方を教えて欲しい</p>
武雄河川事務所（事務局）	<p>今回の対象ハザードは、佐賀平野大規模浸水危機管理対策検討会で設定していた想定を使っている。</p> <p>またはじめてのタイムラインなので時間軸の分かりやすい台風を対象としている。</p> <p>ひとつの自治体で避難が完結できるのかというと、対象ハザードについて、今後、高潮などにも着目していきたいと考えており、現在は計画規模洪水を想定しているが、超過洪水を想定したとき、広域避難、広域輸送、緊急輸送の部分も含めて、ここは小城市だけでは検討できない部分なので、関係機関のほうで、今後そういった部分の議論を頂き、検討を深め発展させていきたい。</p> <p>今回小城市のほうで出したものは、スタートをきるためのもので、今後、議論を深めるべきというご意見も出てくると思うので議論を進めていきたい。</p>
佐賀県消防防災課	<p>タイムラインは、都市部は早めに避難をしないと、物理的、時間的に大量の人が一挙に避難できないので、3～4日前から避難を開始しましょうというものだと考えており、それを農業漁村地域に当てはめるとしたらどうなるか。</p> <p>それ以外にも良い要素はあると思っているが、都市部との違いについて、特性をどこかに見出して、そこを具体化することで他の地域の農漁村に対して、こうやったほうが良いよ、という非常に良い事例になったらよいと考えている。</p> <p>県レベルで考えると、小城市で完結してしまうと、小城市をバックアップするだけで、そういった狭い範囲で良いのかとも思う。</p> <p>もっと広く、他の市町、隣県にもお願いしなければならないレベルのハザードで想定したらよいのではないか。</p>
荒牧委員（座長）	<p>佐賀県としては、そのような大規模なハザードは何が想定されるか。</p>

佐賀県消防防災課	イメージとしては台風と特に高潮が想定される。
荒牧委員（座長）	<p>タイムラインにも、県のレベルに対応したもの、市内のもの、コミュニティのもの、とレベルがある。</p> <p>今回は市で完結するレベルになってしまっているが、アメリカなどは本気でスーパー台風を想定している。もし佐賀で、シーボルト台風レベルのものがきたら全滅してしまう。そのレベルのものは、県が頑張って作って欲しい。</p>
佐賀東部水道企業団	<p>小城市のタイムラインをみて、水道の立場から考えると、このハザードが平成2年の水害ということで水道被害は無いという前提作っておられると思われる。</p> <p>市民対策部というところで、72時間のところで給水車と書いているが、もしここで水道施設の被害を想定した場合、この時点で周辺事業者への応援要請というものが入ってくると思われる。</p> <p>なお、水道施設の被害確認で120分と書いてあるが、ここに書いてある分は旧小城市という区分で書かれているのか。確認したい。</p>
小城市	ご指摘のとおり、旧小城町の水道施設の確認を想定している。
佐賀東部水道企業団	牛津町や芦刈町あたりは西佐賀水道企業団、用水供給事業については佐賀西部広域水道企業団の取水ということになっていると思うが、その辺りの連携については、今後の検討協議ということになっているのか。
小城市	もし各水道企業団が入っていないということになると、関係機関協議ということにならないため、今後も検討していきたい。
武雄河川事務所（事務局）	事務局としても、把握し切れていなかったところがあるので、その点踏まえて再度検討していきたい。
北川委員	<p>佐賀県では、今年度中、来年3月までに社会福祉施設と医療施設の防災計画を必ず立てないといけないと条例で決まっているが、防災計画の中にまったくタイムラインという概念がないときから取組みが始まったので、そういった概念が含まれて居ない。</p> <p>ここで検討したタイムラインの考え方について、県の健康福祉部との連携はどうなっているのか。</p>
武雄河川事務所（事務局）	水防法が改定されてご指摘のとおりとなったが、そういう施設の方のお話をきくと、特に水害についてどういう計画を作っ

	<p>てよいかわからない、リスクがわからないという意見があったことから、現在事務所で、医療施設と介護施設にご協力頂いて避難行動計画の策定支援をモデル的に実施している。</p> <p>今後、施設の計画策定マニュアルのようなものを作成して普及・支援していきたいと考えている。また、そういう事例を共有するような形で調整していきたい。</p>
北川委員	<p>そうすると、現在作っている施設の計画にはタイムラインは入らない。来年度以降に反映していくということになっていくのか。</p>
武雄河川事務所（事務局）	<p>企業の場合、例えば大企業であればBCPなども作成しているが、それが実情にあっているのか等、いろいろと（計画によって）状況が違う。</p> <p>タイムラインの軸にあわせての事前防災行動計画ということについては、目的は異なるが手法的にはそういう部分も通じるところがあるので、お互い良いところを反映させて作っていただきたいと考えている。</p> <p>我々も企業に入り込んで作成していくのがはじめてなので試行錯誤しながら進めている。</p>
渡邊委員	<p>大きな災害になると、ひとつの自治体ですまなくなる。各自治体、県、河川事務所単位でも、ひとつの事象に対してそれぞれタイムラインをつくっていかないとならない。</p> <p>小城市が作成したことで、大体どんな形かというのはわかったと思うので、それぞれ作って検討しバージョンアップしていかないと、良い計画にはならないと思う。</p>
大串委員	<p>11月の研修会資料で、平成2年の洪水を前提とするとしているが、その際は牛津川が破堤し、旧小城町だけでなく周辺も浸水し、通勤時間帯だったが、相当浸水した。</p> <p>誰を守るのかといったときに、市民を守るのは当然だが、外から入ってくる人も相当居ることを考えなければならない。</p> <p>平成2年7月のときの洪水を想定したとき、このタイムラインを使ったら、どの程度被害を防げていたのか。どの辺が不十分だったのか、周辺の市町村のことも考えながら進めていく必要があると思うが、小城市としてはそのあたりを想定しながら進められたのか</p>
荒牧委員（座長）	<p>災害と連携しているのかという話だが、タイムラインは右の方にどんな災害を想定したかというのがないと、本当にその時間で逃げられたのか、逃げられますかというのが分からないが、災害想定の中でやられたのか。</p>

	<p>結局どういう災害の状況を想定して作成したかによって相当違ってくると思われる。</p> <p>今のところ平成2年の洪水を想定しているということだから、じわっと浸水してくるものだったので、破壊的なものではなかったと思うが。災害の状況を右側を書くということをしなくてよいのか。松尾さんからアドバイスはあるか。</p>
CeMI 松尾 (アドバイザー)	<p>先ほど佐賀県から指摘があったが、基本的にはタイムラインは最大リスクに対して行うべきである。</p> <p>ただ、いきなり色んな現象でやってしまうとわけが分からなくなってしまう。事務局に聞きたいが、小城市がターゲットということで、比較的洪水の常習地域であり、平成2年のモデルケースで、タイムラインがどんなものかということをご皆さんに理解して頂くという意味で、年内、来年で作り上げ、次のステージを考えると本来この地域は高潮災害だろう、広域災害も出てくるだろうということ念頭に置いた検討会が今日始まったということで良いだろうか。</p> <p>ハザードとリスクは何かはっきりしておかないと、この程度であれば、ここにいる関係機関が積極的な関わりをもたないタイムラインになるがよいのか。</p>
武雄河川事務所 (事務局)	<p>ご指摘のとおり、最初のご取り組みであるので、まず、小城市に協力頂いてわかりやすいところからスタートをきった。</p> <p>今後より大きな災害、高潮については白石町のほうが海に面していて町長さんも興味をもっていていただいている。そういったご協力を頂きながら検討を深めてフォローアップして進めていくことを考えている。</p>
CeMI 松尾 (アドバイザー)	<p>タイムラインもどきを提示していただいているが、参加機関としては色んなステークホルダーを考えるべきであるし、それぞれの役割が何なのか。こういう災害に対して何ができるか。当然、佐賀県も入って欲しい。横の欄のステークホルダーが沢山でてくるようにしてほしい。</p>
武雄河川事務所長	<p>参考資料1の一番後ろに小城市の研修会の資料をつけているが、前提のシナリオをつけており、これは内水だけでなく外水も含めての検討であり、当時の記憶が残っている方も多いことから、イメージしやすいのではないかとということで、今回の想定にしたものである。</p>
荒牧委員 (座長)	<p>例えば落水事前放流のための判断をするというときに、小城市の中で農業団体とか、ステークホルダーに対して、誰かが判断をしたら、落としてよいということに、小城市の中でなっ</p>

	ているのか。
小城市	<p>落水の判断は、実際、今年の台風において、特に農協や地元の生産組合長に対して落水してくださいということを周知している</p> <p>これが確立しているかというのと、まだ、こちらの判断でお願いをしているという形なので確実に落水出来ているかというところまでは把握できていない。落水の「依頼」という形である。</p>
荒牧委員（座長）	この図の中でそれぞれ「判断」と書いてあるところは、小城市の中で誰が判断するということが決まっているという認識でよいか。
小城市	部長会を開催して、判断をしている
渡邊委員	紀宝町のものでは（タイムラインは）一覧表形式だったが、今回出てきた図と形が違う。全体を把握するには一覧表形式がよいかと思ったがこれとの違いは。
CeMI 松尾（アドバイザー）	<p>紀宝町の場合マトリックスであるが、縦の防災行動項目が250項目、横が約30の主体で構成している。</p> <p>小城市もこういう形で作っていくとすれば、とりあえず平成2年の想定であれば別だが、リスクが多少厳しくなると遠距離避難などの話が出てくるのでそうすると項目が増えてくる。300くらいは出る。</p> <p>今日作られたものは、それを要約して代表的なものを並べたと思われる。</p> <p>避難所を誰が開設するのかといっても、事前に開設するのに職員がやるのか、自治会で鍵を渡して開設するのか、やりかたによって変わってくるし、いろんなステークホルダーが関わってくる。大きな作業内容に対して行動項目化していくことをしないと使えるものにはならない。</p>
荒牧委員（座長）	<p>先ほどの一時間の講演会を聞かせて頂いて非常に重要性がよく分かった。県もおっしゃった通り、我々がいま一番注意しなければならないのは、もしシーボルト台風レベルのものが本当に来てしまったら、佐賀県は全滅してしまうかもしれないという感覚であり、台風19号が出たときには皆さん緊張したと思われる。そういうことを考えると（県域が）非常に壊滅的な被害を受けるというシナリオも考えておかなければならない。</p> <p>避難勧告・指示でも5%避難したら御の字という状況で、もしスーパー台風が来てしまったら、自衛隊を入れてでも全員避難しなければならないという状況が出てくるということも知</p>

	<p>った上で、(災害対応が) そういったレベルに来ているのだと いうことを頭に入れて、台風が来たらすぐ逃げようというところ までたどり着けたらとても良い計画になると思うので宜しく お願いしたい。</p>
--	--

以上

<検討会の様子>

